

定期預金規定

このたびは、スルガ銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
お預け入れの定期預金につきましては、その種類に応じ本規定書に記載した規定によりお取扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

〔目 次〕

I 共通規定

II 定期預金規定（証書式、通帳式）

（期日指定定期おおぞら）

II-1 期日指定定期預金規定

II-2 自動継続期日指定定期預金規定

（スーパー定期）

II-3 自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（単利型）

II-4 自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（単利型）

II-5 自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（複利型）

II-6 自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（複利型）

（大口定期預金）

II-7 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

II-8 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

（変動金利定期預金）

II-9 変動金利定期預金規定（単利型）

II-10 自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

II-11 変動金利定期預金規定（複利型）

II-12 自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

（その他定期）

II-13 アニバーサリー定期預金規定

II-14 総合口座積立定期預金規定

II-15 フリーチョイス（引き出し自由型定期預金）規定

I 共通規定

1. （証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、または、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

2. （届出事項の変更、証書または通帳の再発行等）

- (1) この証書または通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) この証書または通帳、印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきた、保証人を求めることがあります。

3. （印鑑照合）

この証書または支払い請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

5. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または、家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 各定期預金規定に定める条項(預金の支払時期等)にかかわらず、この預金は満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書の場合は受取欄または当社所定の通知書に、また通帳の場合は当社所定の支払請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社は充當の順序を指定することができ、預金者は当社の指定に対して異議を述べることはできません。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息の計算については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利率、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

(2026年10月1日現在)

II 定期預金規定(証書式、通帳式)

II-1 【期日指定定期預金規定】

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日）から証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日とすることができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①1年以上2年未満 証書または通帳記載の「2年未満」の利息
 - ②2年以上 証書または通帳記載の「2年以上」の利息（以下「2年以上利率」といいます。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

4. (預入れの最低金額)

通帳式のこの預金預入れは1口100円以上とします。預入れの際は必ずこの通帳を持参してください。

以上
(2020年4月1日現在)

II-2【自動継続期日指定定期預金規定】

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ①満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意とすることができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ②継続停止の申出があるときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、

この預金の一部が解約されたときの残りの金額についても同様とします。

- (2) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、または、一部が解約されていないときは預金のすべてについて引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
- ①1年以上2年未満証書または通帳記載の「2年未満」の利率
②2年以上証書または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても第1項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ①6か月未満 解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

5. (預入れの最低金額)

通帳式のこの預金の預入れは1口100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

以上
(2020年4月1日現在)

II-3【自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（単利型）

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（スーパー定期）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型 2 年定期預金（スーパー定期）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当社所定の利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) 預入日の 1 年後、2 年後、3 年後、4 年後、5 年後、7 年後および 10 年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前記（1）の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

A 中間利払周期が 1 か月ごとの場合 預入日の 1 か月ごとの応当日

B 中間利払周期が 2 か月ごとの場合 預入日の 2 か月ごとの応当日

C 中間利払周期が 3 か月ごとの場合 預入日の 3 か月ごとの応当日

D 中間利払周期が 6 か月ごとの場合 預入日の 6 か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、前記②による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書の届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を第 3 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は、各中間払利息または分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%

C 1 年以上 3 年未満 約定利率×70%

②預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40%

C 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50%

D 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

E 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%

F 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×90%

③預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40%

C 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50%

D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

⑤預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×20%
C	2年以上3年未満	約定利率×30%
D	3年以上4年未満	約定利率×50%
E	4年以上5年未満	約定利率×70%
F	5年以上6年未満	約定利率×80%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

⑥預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行または通帳への記載はしないこととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

以上

(2020年4月1日現在)

II-4【自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（単利型）

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、この預金の継続後の期間について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第2条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（スーパー定期）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当社所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

- (3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前記（1）および（2）の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

A 中間利払周期が1か月ごとの場合 預入日（または書替継続日）の1か月ごとの応当日

B 中間利払周期が2か月ごとの場合 預入日（または書替継続日）の2か月ごとの応

	当日
C 中間利払周期が3か月ごとの場合	預入日（または書替継続日）の3か月ごとの応当日
D 中間利払周期が6か月ごとの場合	預入日（または書替継続日）の6か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、前記②による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および分割払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は各中間払利息または分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%

G 3年以上4年未満 約定利率×80%

H 4年以上5年未満 約定利率×90%

⑤預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×20%

C 2年以上3年未満 約定利率×30%

D 3年以上4年未満 約定利率×50%

E 4年以上5年未満 約定利率×70%

F 5年以上6年未満 約定利率×80%

G 6年以上7年未満 約定利率×90%

⑥預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%

C 2年以上3年未満 約定利率×20%

D 3年以上4年未満 約定利率×30%

E 4年以上5年未満 約定利率×40%

F 5年以上6年未満 約定利率×50%

G 6年以上7年未満 約定利率×60%

H 7年以上8年未満 約定利率×70%

I 8年以上9年未満 約定利率×80%

J 9年以上10年未満 約定利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合は、この預金の継続にあたり、第2条第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

以上

(2020年4月1日現在)

II-5【自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（複利型）

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払いま

す。

- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約または一部解約する場合も同様に取扱います。ただし、この預金を満期日前に解約した結果、預入金額が300万円以上の場合には300万円を、預入金額が300万円未満の場合には1万円を下回ることはできません。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上4年未満	約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

④預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×20%
C	2年以上3年未満	約定利率×30%
D	3年以上4年未満	約定利率×50%
E	4年以上5年未満	約定利率×70%
F	5年以上6年未満	約定利率×80%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

⑤預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日現在)

II-6【自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（複利型）

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、この預金の継続後の期間について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については、第1条第2項に規定する利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、当社がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約または一部解約する場合も同様に取扱います。ただし、この預金を満期日前に解約した結果、預入金額が300万円以上の場合には300万円を、預入金額が300万円未満の場合には1万円を下回することはできません。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上4年未満	約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

④預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×20%
C	2年以上3年未満	約定利率×30%
D	3年以上4年未満	約定利率×50%
E	4年以上5年未満	約定利率×70%
F	5年以上6年未満	約定利率×80%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

⑤預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上
(2020年4月1日現在)

II-7【自由金利型定期預金規定（大口定期預金）】

1. (預金の支払時期)

この預金は証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払は、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払日利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前第1項の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| A | 中間利払周期が1か月ごとの場合 | 預入日の1か月ごとの応当日 |
| B | 中間利払周期が2か月ごとの場合 | 預入日の2か月ごとの応当日 |
| C | 中間利払周期が3か月ごとの場合 | 預入日の3か月ごとの応当日 |
| D | 中間利払周期が6か月ごとの場合 | 預入日の6か月ごとの応当日 |

②分割した利息の取扱い

前期①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、前第2項による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は中間払利息または各分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (i) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます（以下①(ii) および②において同じです。）

- (ii) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

②預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

- | | | |
|---|-------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|---|-------|----------------|

b	6 か月以上 2 年未満	約定利率×20%
c	2 年以上 3 年未満	約定利率×30%
d	3 年以上 4 年未満	約定利率×50%
e	4 年以上 5 年未満	約定利率×70%
f	5 年以上 6 年未満	約定利率×80%
g	6 年以上 7 年未満	約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

③預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a	6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6 か月以上 2 年未満	約定利率×10%
c	2 年以上 3 年未満	約定利率×20%
d	3 年以上 4 年未満	約定利率×30%
e	4 年以上 5 年未満	約定利率×40%
f	5 年以上 6 年未満	約定利率×50%
g	6 年以上 7 年未満	約定利率×60%
h	7 年以上 8 年未満	約定利率×70%
i	8 年以上 9 年未満	約定利率×80%
j	9 年以上 10 年未満	約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日現在)

II-8 【自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)】

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第2条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計

算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できずに現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この証書または通帳とともに提出してください。

(3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

A 中間利払周期が1か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の1か月ごとの応当日

B 中間利払周期が2か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の2か月ごとの応当日

C 中間利払周期が3か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の3か月ごとの応当日

D 中間利払周期が6か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の6か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

第1項による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、第2項による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書の届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および分割払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は各中間払利息または各払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

(i) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます（以下①(ii) および②において同じです。）

(ii) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

②預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上2年未満	約定利率×20%
c	2年以上3年未満	約定利率×30%
d	3年以上4年未満	約定利率×50%
e	4年以上5年未満	約定利率×70%
f	5年以上6年未満	約定利率×80%
g	6年以上7年未満	約定利率×90%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

③預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上2年未満	約定利率×10%
c	2年以上3年未満	約定利率×20%
d	3年以上4年未満	約定利率×30%
e	4年以上5年未満	約定利率×40%
f	5年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上7年未満	約定利率×60%
h	7年以上8年未満	約定利率×70%
i	8年以上9年未満	約定利率×80%
j	9年以上10年未満	約定利率×90%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上
(2020年4月1日現在)

II-9【変動金利定期預金規定】（単利型）

1.（預金の支払時期）

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提

出してください。

以上
(2026 年 10 月 1 日現在)

II-10【自動継続変動金利定期預金規定】（単利型）

1. （自動継続）

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、預入金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金(大口定期預金)の店頭表示の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第2条および第3条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入期間に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金(大口定期預金)の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ②中間利払日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日まで
- に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この

場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上
(2020年4月1日現在)

II-11【変動金利定期預金規定】（複利型）

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金(大口定期預金)の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|--------------|----------------|
| ①6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ②6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上
(2020年4月1日現在)

II-12【自動継続変動金利定期預金規定】（複利型）

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、預入金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第2条および第3条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入期間に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	約定利率×40%
③1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上
(2020年4月1日現在)